

通商産業大臣官房調査統計部
工業統計課長 井上 正

本年も工業統計調査の時期がめぐって来ました。厳しい景気情勢の下に、日々のお仕事に努力しておられる事業所の方々、むずかしい調査票の記入、大変ご苦労に思います。また調査環境の悪化のなかで、調査を実施して下さる調査員、県・市町村統計関係職員の方々に厚く感謝いたします。

ます。

さて、この9月に工業統計課長に就任して以来、私が感じていることは、工業統計の供給者（調査対象事業所、調査員を含めた、いわば統計のメーカー）と需要者（統計のユーザー）との間に、相互の事情の認識という点に関して、大きなギャップがあるように見受けられることです。ユーザー側は調査環境の厳しさがどんなものか、そのなかでメーカー側が統計を作成するのに如何に苦労しているかを本当に理解しているか疑問ですし、一方メーカー側においても、特に統計の原材料供給者である対象事業所の方々に、工業統計がどれだけ重要な基礎統計であり、これが如何に広く利用されているかを必ずしも十分に理解してもらっていないのではないのでしょうか。

私は前職の中小企業庁調査課長の時に、工業統計を大いに利用させてもらった訳ですが、ここでは私の経験に基づいて、中小企業行政に工業統計が如何に活用されているかを述べてみたいと思います。

ご承知のとおり、中小企業庁では中小企業基本法に基づいて、毎年「中小企業白書」を国会に報告していますが、そのかなりの部分は工業統計表ないしこれを再編加工したデータによって書かれています。（私が担当した48年度白書では、工業統計表関連図表は50以上にのぼっており、関連する文章を含めれば、全体約400頁の1/4程度は工業統計によっています。）中小企業白書は単なる中小企業動向の報告書にとどまらず、激しく変化する内外の経済環境のなかで、中小企業が如何に自己の経営を進めていったらよいかを分析しています。中小企業に経営指針を与えることが、白書の最大の目標であるといっただいでしょう。全国で500万をこえる中小・零細事業所のなかには、白書から経営上のヒントを得ている方も、決して少なくないと思います。

また、厳しい総需要抑制策が続くなかで、中小企業に対しては、金融面などで特別な配慮が払われています

が、このような政策判断はどこから出て来るのでしょうか。中小企業の業況は、各種の中小企業動向調査、倒産調査、金融機関や業界団体からのヒアリングなどを総合して判断されますが、その際に欠かさない、というよりも最有力の資料は、やはり中小企業の生産、在庫、販売、輸出、物価動向などのマクロ・データです。中小企業庁では、毎月、生産、出荷、在庫、販売、輸出入、卸売、消費者物価などの主要経済指標について、中小企業指数を算出しています。例として卸売物価の動きをみてみますと、総合指数は上昇を続けていますが、中小企業性製品の卸売物価は本年3月より前月比でマイナスに転じ、以後最近まで毎月マイナスが続いています。すなわち、原材料価格や賃金の大幅上昇のなかで、中小企業は販売価格を上げることが困難になっており、経営が苦境に追い込まれていることがわかります。前述の主要指標に關する中小企業指数の算出は、工業統計表の規模別出荷額に基づいて行っているのです。

更に、工業統計は短期的な政策運営に役立っているばかりでなく、長期的な中小企業政策にも大きな影響を及ぼしています。端的にいって、通産省や中小企業庁においては、前述の中小企業白書の分析が、今後の中小企業政策を検討する際の出発点になっています。

この様に、工業統計は中小企業行政という面だけをとっていても、直接的、間接的に大きな役割を果たしています。工業統計なしには、中小企業に的確な経営指針を与えることも、中小企業の景気動向に応じて、機動的に対策をとることも、また適切な中小企業構造改善対策を講じることも不可能になるといっても決して過言ではありません。

調査員の方々からは、主として中小・零細事業所から「調査に協力しても、通産省は何もしてくれないではないか。」といわれるという声をしばしば聞きますが、決してそんなことはないはずで、工業統計利用の実態と、その結果が企業をどの様にひきつけているかということを個々の事業所の方々に理解してもらうのは大変困難なことだとは思いますが、通産省も含めて、工業統計のPR——工業統計利用の実態を認識してもらうための努力が、まだまだ不足しているのではないのでしょうか。

工業統計のメーカーとユーザーの実態をおたがいに十分知り合って、相互理解の下に調査を実施すること、そして大変な努力をして作られる統計を最大限に活用してもらうことが本当に重要だと思います。工業統計調査にたずさわっている皆さんと一緒に、この困難な課題にとりくんでいきたいと考えています。

統計委員会と統計審議会

統計のあゆみ(2)

筑波大学教授 ^{みつ}三 ^ま瀧 ^{のぶ}信 ^{くに}邦

<統計委員会の廃止>

現行の統計法第6条は「削除」となっている。この条項にはかつて行政委員会としての「統計委員会」が規定してあったのだが、昭和27年の行政機構改革によってそれが廃止され、「統計委員会」の行政機能は「行政管理庁統計基準部」にひきつがれたのである。ところが、この「統計基準部」も「統計基準局」時代を経て「一局削減」政策の犠牲となって消滅し、今では「行政管理局」の中に包摂されてしまった。そして「統計主幹」という部外者にはよくわからない地味な役職が設けられているのが現状である。かつての「統計委員会」は今では「行政管理庁長官」という行政制度一般に関する官僚制度の中に埋没してしまったといっても過言ではない。敢て「埋没」といったのは、行政管理庁設置法第2条（所掌事務及び権限）の第1号から第4号には行政制度全般に関する一般的な機構、定員などのことが規定されていて、それに続いて第5号から第10号までは統計に関する所掌事務が規定され、第11号と第12号には行政監察、第13号には苦情処理や行政相談委員のことが規定されているという所掌事務の雑居ぶりである。統計や統計制度、統計基準、指定統計制度など、戦後つくられた重要な統計行政制度が一般行政制度や行政監察などと同列にされたのでは統計法制定当初の初心が今や殆んど忘却されたのではないかと疑いたくなる。

行政の簡素化は国民の租税負担の軽減にもつながるの

で大いに歓迎すべきことではあるが、「一局削減」の照準を「統計基準局」にあてたのは政府や政治家の統計に対する無認識を雄弁に物語っている。

ところで昭和21年12月の設立当初の統計委員会（勅令第619号統計委員会官制、のちに昭和22年5月には統計法施行によって同法第6条にもとづく統計委員会となった）のメンバーは次のようであった。

会長	吉田 茂（内閣総理大臣）
副会長	膳 桂之助（経済安定本部長官）
議長	大内 兵衛（東京大学教授）
委員	有沢 広巳（東京大学教授）
〃	近藤 康男（〃）
〃	中山伊知郎（一橋大学教授）
〃	森田 優三（横浜国大教授）
〃	高橋 正雄（九州大学教授）
〃	橋井 真（経済安定本部第一部長）
〃	野田 卯一（大蔵省主計局長）
〃	川島 孝彦（内閣統計局長）
〃	美濃部亮吉（統計委員会事務局長）
臨時委員	正木 千冬（経済安定本部部員）
〃	篠原 周一（日本銀行統計局長）
〃	岡崎 文規（厚生省人口問題研究所長）

このメンバーの主力は統計とくに社会経済統計についての学識経験者であることは一目してあきらかであるが、とくに第2次大戦中に科学的な経済分析を行うことによって当局から手痛い弾圧を受けた勇気ある社会科学

者たちである。したがってこの委員諸氏が考えた日本の統計制度再建は、統計をできるだけ真実（客観的事実）に近づけよう、統計批判をさかんにしようという方向であったにちがいない。批判のない統計は改善されることはなく、いつかは独善におちいりやすい。官庁統計はつねに行政需要にもとづいて生産される。したがって調査主体は主観的には自らの企画する統計調査を必要不可欠な重要調査だと思いがちである。その結果、地方自治体、調査員、被調査者、統計利用者のことを軽視する傾向におちいりやすい。こうした傾向を是正し、さらに各省庁のセクショナリズムを調整するには強力な行政機能をもった行政委員会としての「統計委員会」の存在が必要であった。列記した統計委員会のメンバーは内閣統計局長、日本銀行統計局長、大蔵省主計局長の3人を除いてはすべて行政以外の統計の利用者であった。統計利用者の立場から官庁統計の体系を考える、という姿勢はときには統計生産者の意見と両立しないことがある。いわんや各省庁の縦割り行政が永く根づいている日本では、統計利用とは統計生産者が統計を利用することだと考えやすい。その壁をやぶっていくためにこそ「統計委員会」の活動が必要であったと思われる。もちろん、「統計委員会」の功績を過大視すべきではなく、今日の統計行政の弱体化の遠因は「統計委員会」そのもののあり方にあったのだ、という見解もある。たとえば大多数の委員は非常勤委員で統計委員会の議題について「一貫した研究や関心が不足し、事務局原案を鵜呑みにする場合が多かった」（「日本統計制度再建史」——統計委会史稿、記述篇——財団法人日本統計研究所、昭和37年3月刊、52頁）といわれている。しかし、「統計委員会」はともかくも行政委員会であり、その事務局にも当時は新進気鋭の若手官僚がいたこともあって、戦後の統計制度の再建はこの「統計委員会」を中軸としてかなり成果をあげたといつてよい。

〈統計審議会の誕生〉

昭和27年の行政機構改革による「統計委員会」の廃止にともなって、あらたに「統計審議会」が誕生した。これは行政管理庁設置法第8条（統計審議会）にもあるように、「長官の諮問に応じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し長官に建議する。」ための行政管理庁の附属機関である。そして、18人の委員で組織され、その内訳は学識経験者7人、行政機関7人、統計利用者4人となっているが、学識経験者7人はともかくとして、行政機関7人の中に都道府県の統計主管部局長が1人いるだけで、官庁統計の第一線を担当する地方自治体の要望が「統計審議会」にどのくらい反映しているかは大いに疑問である。統計調査員の問題、被調査者の負担について一番よく実情を知っているのが地方自治体の統計主管課なのだから、この審議会の委員の席はもう少し地方自治体にも拡げらるべきである。また、統計利用者を代表する委員として、経済企画庁調査局長、人口問題研究所長、日本銀行統計局長、経済団体連合会専務理事の4人が現在のメンバーであるが、経済企画庁も日銀も実は統計生産者でありかつ利用者でもあるので、統計を全く生産しない利用者としては経団連と人口問題研究所の代表者だけが委員のメンバーである。消費者団体、中小企業者、労働組合の代表者も当然に統計利用者の委員席を与えられるべきである。

「統計委員会」→「統計審議会」、
「統計委員会事務局」→「統計基準部」→「統計基準局」→「統計主幹」という中央統計機構の変貌のあとは戦後日本の官庁統計制度の再建とその変質を物語っている。

統計制度の中核をなす「指定統計制度」のあゆみについては、「届出統計」や「調整報告」の問題とともに次回にのべることにしよう。